

## チェックリストの提出方法

- ①表紙で「申請する自治体」に✓を入れる。
- ②共通書類及び申請する自治体(表紙でチェックを入れた自治体)のチェックリストを作成(確認)する。
- ③ファイル名を「01ー覧.xlsx」に変更する。
- ④Excelファイル形式で提出する。

※ 共通書類チェックリストは、すべての申請者が記入必須です。

※ 申請する自治体のチェックリストを確認のうえ、必要な書類を提出してください。

例：埼玉県とさいたま市に申請する場合、①～④のチェックリストを作成(確認)する。

- ①表紙
- ②共通書類チェックリスト
- ③埼玉県チェックリスト
- ④さいたま市チェックリスト

| 共通書類 |       | 会社名        | 事業所名 |
|------|-------|------------|------|
|      |       | 県庁建設工事株式会社 | 浦和支店 |
| 種別   | 申請の種類 |            |      |
| 法人   | 新規申請  |            |      |

● 手引23～25ページを確認の上、ファイルに名前  
添付した申請書及び書類のチェック欄に✓?

| チェック欄    | 書類名                                      |
|----------|------------------------------------------|
| 建設工事     | 1 申請地方公共団体申請書(様式A-1)                     |
| 設計・計測・監理 | 2 競争入札参加資格審査申請書(基本共通情報)                  |
| 設計・計測・監理 | 3 建設工事請負共通情報(様式B-2)                      |
| 設計・計測・監理 | 4 設計・調査・測量共通情報(様式B-3)                    |
| 設計・計測・監理 | 5 土木施設維持管理共通情報(様式B-4)                    |
| 設計・計測・監理 | 6 競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)                  |
| 設計・計測・監理 | 7 建設工事請負個別情報(様式C-2)                      |
| 設計・計測・監理 | 8 設計・調査・測量個別情報(様式C-3)                    |
| 設計・計測・監理 | 9 土木施設維持管理個別情報(様式C-4)                    |
| 設計・計測・監理 | 10 【法人のみ対象】履歴事項全部証明書又は現任者名簿(※1、※2)       |
| 設計・計測・監理 | 11 【法人のみ対象】法人番号の通知資料(「国庫の法人番号の通知」)       |
| 設計・計測・監理 | 12 【法人のみ対象】法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(※1、※2) |
| 設計・計測・監理 | 13 【個人事業者のみ対象】身分証明書(※1、※2)               |

提出ファイル名

02 共通

06C1

06C2

06C3

06C4

07 標準

08 法人

08 納税

表紙

チェックリストの提出方法

共通書類

埼玉県

さいたま市

### 1 埼玉県

| 会社名        | 事業所名 |
|------------|------|
| 県庁建設工事株式会社 | 浦和支店 |

添付した申請書及び書類のチェック欄に✓を付してください。

書類名

1 【個人事業者のみ対象】市町村が発行する個人住民税の納税証明書(「納税証明書」として添付するもの) ※1、※2、※3

2 埼玉県・建設工事申請書(県内本店)用提出書類確認リスト(様式D-2)及び必要書類 ※4

1 ページ

※ 提出する書類がない場合は、共通書類のみ提出してください。

※ 個人事業者の場合、県内で事業開始後の決算が未到来で、所管県税事務所への申告期限を迎えていない場合は、「事業開業報告書」の写しを提出してください。

※1 写し(コピー)でも結構です。ただし、記載内容がはっきりと確認できるものを提出してください。

※2 申請日前3か月以内に交付されたもののみ有効です。

※3 発行日現在において「滞納」がないことを証明するものを提出してください。滞納の税額がない旨の納税証明書を発行しない市町村の場合、直近の個人住民税の納税証明書又は非滞納証明書を提出してください。

※4 県内にある事業所を開設してから決算を確定していない場合は、開業届等を提出してください。

県評価点の加点を希望する場合に必要な書類です。(県評価点については、別冊2 埼玉県のページをご覧ください)

県評価点の加点を希望しない場合や、様式D-2の確認リストにチェックが入る項目がない場合は提出不要です。

なお、県評価点の加点対象となるのは、「①建設工事を今回初めて埼玉県に申請する」、「②建設業許可上の主たる営業所の所在地が埼玉県内にある」の2点を満たす業者です。

◎ 提出する書類は、申請日現在において有効なものに限ります。(期限切れ等がないか、よく確認してください。)

< > 表紙 チェックリストの提出方法 共通書類 **埼玉県** さいたま市 川崎市 熊谷市

添付した申請書及び書類の  
チェック欄に✓をしてください。

記入したファイルに名前を  
付け、送信してください。

| 名前        | 更新日時             | 種類                     |
|-----------|------------------|------------------------|
| 01ー覧.xlsx | 2024/03/21 10:40 | Microsoft Excel ワークシート |
| 02共通.xlsx | 2024/03/21 10:40 | Microsoft Excel ワークシート |
| 03C1.xlsx | 2024/03/21 10:40 | Microsoft Excel ワークシート |
| 04C2.xlsx | 2024/03/21 10:40 | Microsoft Excel ワークシート |